

国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科と農林水産省東海農政局農村振興部との連携・協力に関する協定書

国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科（以下「甲」という。）と農林水産省東海農政局農村振興部（以下「乙」という。）は、次のとおり連携・協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙がこれまで長年にわたって培ってきた信頼関係と連携・協力の実績を基盤として、甲が持つ教育及び研究の成果と乙が持つ農業農村の振興に係る施策のより緊密かつ組織的な連携・協力体制の強化を図ることにより、東海地域の農業農村の振興に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。なお、本協定に基づく連携・協力の具体的な内容は、別表のとおりとし、詳細については別途、協議するものとする。

- （1）農業農村の振興に係る教育、研究活動及び技術開発に関すること。
- （2）農業農村の振興に係る施策の推進に関すること。
- （3）農業農村の振興に係る人材育成に関すること。
- （4）その他両者が必要と認める事項。

（経費）

第3条 第2条の連携・協力を図る際の経費については、その都度、甲乙で協議するものとする。ただし、乙の職員にかかる謝礼及び交通費は不要とする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれから改廃の申し出がないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（情報開示等）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく連携・協力の実施に当たり、知り得た相手方の情報

のうち相手方が指定したものについては、本協定の有効期間中はもとより期間満了後又は解除による期間終了後においても漏洩してはならない。ただし、相手方が自ら公表した場合、又は第三者に対する開示について事前に相手方から文書による同意を得た場合はこの限りではない。

(事務局)

第6条 第2条に基づく連携・協力事項の実施にあたっては、甲においては生物資源学研究科事務部が、乙においては農村振興部設計課がその任に当たり、相互に調整して円滑に推進するものとする。

(その他)

第7条 本協定書に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各々1通を保有するものとする。

平成28年10月18日

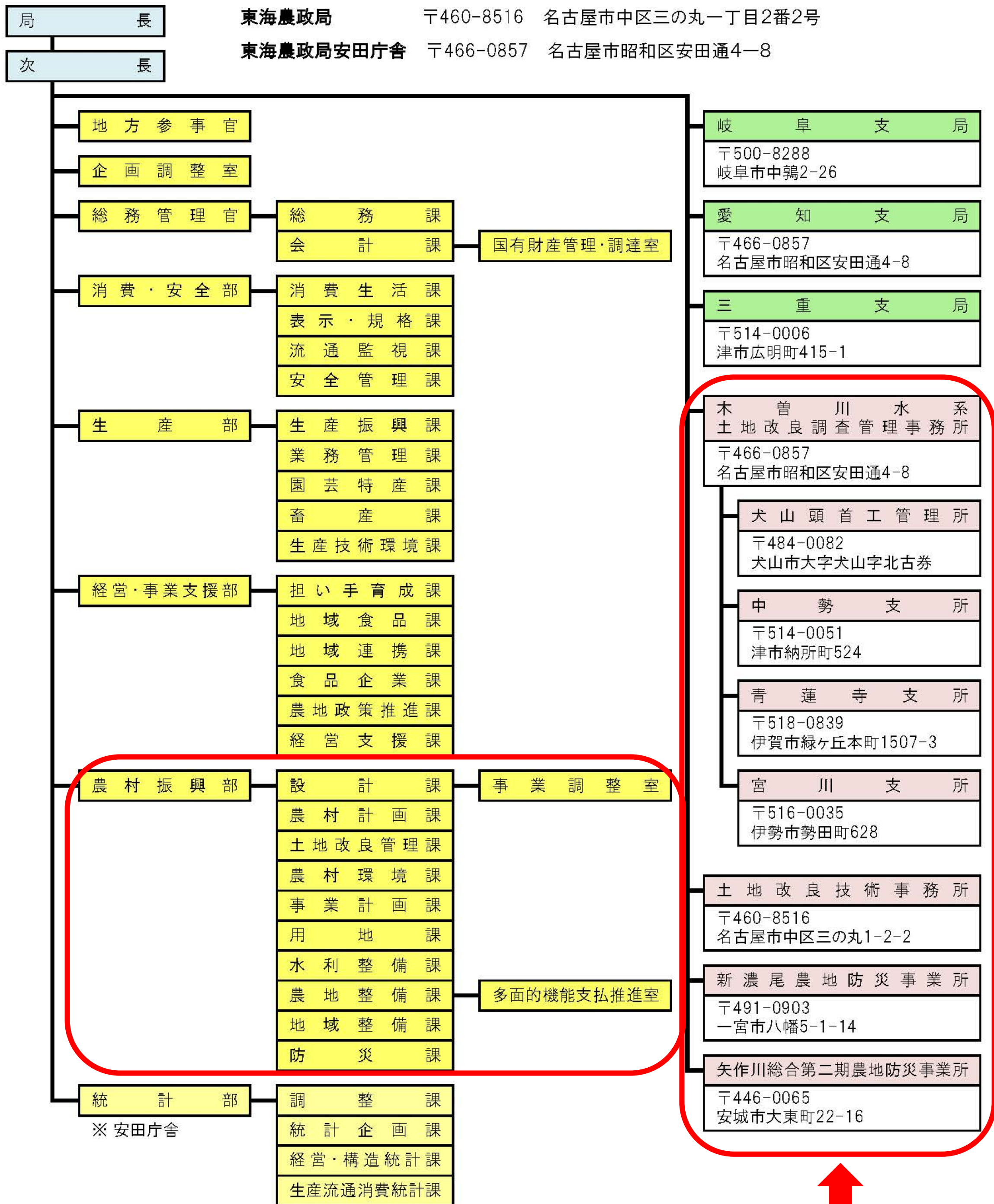
甲 国立大学法人三重大学大学院
生物資源学研究科長
(署名) 梅 川 逸 人

乙 農林水産省東海農政局
農村振興部長
(署名) 丹 羽 啓 文

(別表)連携・協力の具体的内容(第2条関連)

項 目	具 体 的 内 容
(1) 農業農村の振興に係る教育、研究活動及び技術開発に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲の調査研究に必要な場所を乙が事業現場から候補地を選定し情報を提供すること
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲の研究成果を乙が事業現場の実状を踏まえ、必要に応じて検証すること
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乙が実施する官民連携新技術研究開発事業への参画に向けて情報を提供すること
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲が実施する農業農村の振興に係る授業等において、乙が講師として参画すること
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乙が実施する各種講習会において、甲が講師として参画すること
(2) 農業農村の振興に係る施策の推進に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乙が実施する農業農村整備事業の法手続等に係る各種委員会の委員を必要に応じて甲に委嘱すること
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乙が実施する農業農村整備事業の課題に対する方策について甲が技術的な指導助言を行うこと
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乙の管内で実施されている農業農村整備事業の推進について甲が技術的な指導助言を行うこと
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震、豪雨等による自然災害からの復旧対策において甲が技術的指導及び助言を行うこと
(3) 農業農村の振興に係る人材育成に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乙が甲に在学する学生に対し農業農村整備事業の現地研修の実施、インターンシップ等の受け入れを行うこと
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乙が甲に在学する学生に対し東海農政局の業務に関する説明を実施すること
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乙の職員と甲に在学する学生との意見交換会を実施すること
(4) その他両者が必要と認める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携・協力を円滑に推進するため、甲と乙との連絡会を適宜実施すること ・ 両者が必要と認める事項

東海農政局の組織図 (平成28年5月1日現在)



**生物資源学研究所
と協定締結する
部署**